



PwCベトナムニュースブリーフ

株式譲渡に係るPITの 新たな規則(案)

2026年4月





ご一読ください

政府は、新たな個人所得税法(PIT法)に関するガイダンスを示す政令案を公表しました。本政令は、2026年7月1日から施行される予定です。

本案では、株式譲渡に関する課税について複数の重要な変更が検討されており、主な内容として以下が含まれています。

主な変更点



01

非公開株式会社における株式譲渡課税の重要な変更

現行制度においては、非公開／未上場の株式会社における個人による株式売却については、譲渡対価に対して0.1%の税率が適用されております。

本政令案では、この0.1%の税率を廃止し、譲渡益に対して20%の課税を行うことが提案されております。これは、非株式会社型の有限責任会社における持分譲渡に対する個人所得税の取扱いと整合させるものです。

02

特定の株式譲渡を不動産譲渡として課税

個人が不動産を所有する会社の株式を譲渡する場合、その取引は不動産の譲渡として扱われます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではありません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn